

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年9月1日（平成28年（行情）諮問第531号）

答申日：平成28年12月14日（平成28年度（行情）答申第583号）

事件名：情報収集等活動費取扱要綱に記載の「活動費の使用及び取扱手続きについて必要な事項」に該当する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「『活動費の使用及び取扱手続きについて必要な事項』（『情報収集等活動費取扱要綱』（2015.12.15－本本B1451）6頁）に該当するもの全て＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年3月2日付け防官文第3559号により防衛大臣が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

根拠となった規則を見る限り，存在するものと思われるので，改めて発見に努めるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は，「『活動費の使用及び取扱手続きについて必要な事項』（『情報収集等活動費取扱要綱』（2015.12.15－本本B1451）6頁）に該当するもの全て＊電磁的記録が存在する場合，その履歴情報も含む。」の開示を求めるものであり，本件開示請求を受け，請求内容に合致する行政文書を探索したが，保有を確認することができなかったため，法9条2項の規定に基づき，平成28年3月2日付け防官文第3559号により原処分を行った。

#### 2 異議申立人の主張について

異議申立人は，「根拠となった規則を見る限り，存在するものと思われるので，改めて発見に努めるべきである」と主張し，原処分の取消しを求

めるが、情報収集等活動費の使用及び取扱手続きについて、情報収集等活動費取扱要綱の他に、別途定めるべき事項はなかったため、文書については作成しておらず、本件開示請求に該当する文書の保有を確認できなかったことから原処分を行ったものである。

また、本件異議申立てを受け、確実を期すために再度本件対象文書の探索を行ったが、請求内容に該当する行政文書の保有を確認することはできなかった。

以上のことから、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成28年9月1日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年11月14日  | 審議            |
| ④ 同年12月12日  | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、「情報収集等活動費取扱要綱」（以下「要綱」という。）の「14 雑則」の（1）に記載されている「この要綱に定めるもののほか、活動費の使用及び取扱手続きについて必要な事項は、別途定める。」という規定に基づいて作成された文書である。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

##### 2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、異議申立人が引用している規定は、要綱に規定していない例外的な事項が発生した際に別途規定を設けて対応できるようにするための規定であり、情報収集等活動費の取扱いについて必要な事項は、本件開示請求現在、要綱で全て定められていることから、本件対象文書は作成も取得もしていないとのことであった。

諮問庁から要綱の提示を受けて確認したところ、要綱には情報収集等活動費の取扱いに係る事項が網羅的に記載されており、雑則の記述は要綱に規定していない例外的な事項が発生した際に別途定めることを目的とした規定であるとの諮問庁の説明を踏まえると、本件対象文書を作成も取得もしていない旨の諮問庁の上記説明が不自然、不合理とはいえず、防衛省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

##### 3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久